

社団法人 日本ペンクラブ定款

第1章 総則

第1条 この法人は社団法人日本ペンクラブ（The Japan P. E. N. Club）という。

第2条 この法人は事務所を東京都中央区日本橋兜町 20 番 3 号におく。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、国際ペンの日本センターとして国際ペン憲章の趣旨にもとづき、言論、表現、出版の自由を擁護し、文化の国際的交流を増進し、世界平和に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

1. 国際理解、文化交流及び言論、表現、出版の自由の擁護のための活動
2. 国際ペン本部の事業に対する協力
3. 国際ペン憲章に関する啓蒙、宣伝のための研究会、懇談会、講演会の開催
4. 会報及びパンフレットの刊行
5. 日本文学を海外へ紹介するための活動
6. 関係諸団体との連絡
7. その他目的達成に必要な事業

第3章 会員

（会員の構成）

第5条 この法人は、文筆に従事し、この法人の趣旨に賛同して加入した者をもって組織する。

（会員の種類）

第6条 この法人の会員は、以下のとおりとし、個人の会員の加入は理事を含む会員 2 名以上

の推薦により理事会の承認を受けるものとする。

(1) 正会員は第五条に該当する個人で、他のセンターで議決権を有しないもの（含む名誉会員）

(2) 準会員は第五条に該当する個人で、(1) 以外の個人

(3) 名誉会員

(4) 賛助会員

(5) 客員会員

（会員の権利）

第7条 会員はそれぞれに次の権利を有する。

1. 正会員及び名誉会員は総会に出席して表決権を行使すること
2. 正会員及び名誉会員は役員に選任されること
3. 正会員、及び名誉会員はこの法人の事業及び財産について会長又は理事の説明を求め、本会の書類及び帳簿の閲覧を求めること
4. 正会員及び名誉会員は5分の1以上の連名をもって、会議の目的である事項を示して臨時総会の開催を求めること

(会員の義務)

第8条 (1) 会員は定款および総会の議決を守らなければならない。

(2) 正会員及び準会員は理事会の定める規定の入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の退会)

第9条 (1) 会員は理由を附した書面を会長に提出して退会することができる。

(2) 会員にして、この会の名誉を損し又は目的趣旨に反するような行為のあったとき若しくは前条の義務を守らないときは総会の議決を経て除名することができる。

(3) 会員が、会費未納1年以上に及ぶときは、理事会の決議を経て除名することができる。

(4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(名誉会員 賛助会員及び客員会員)

第10条 (1) この法人に総会の議決により名誉会員をおくことができる。

(2) この法人に理事会の議決により賛助会員をおくことができる。賛助会員は、この法人の目的に賛同し、事業を援助する個人又は法人とする。

(3) この法人に理事会の議決により客員会員をおくことができる。客員会員は政治的抑圧の対象となっている文筆家のうち、この法人が特に支援の意を表明した個人とする。

第4章 役員及び事務局

(役員)

第11条 (1) この法人に下記の役員を置く。

会 長 1名

副会長 若干名

専務理事 1名

常務理事 6名以内

理 事 35名以上40名以内(但し、正副会長、専務理事及び常務理事を含む)

(2) 監 事 3名以内(役員を選出)

第12条 (1) 理事及び監事は別に定める方法により、正会員の互選により選出し、総会の承認を受けるものとする。会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事の互選によ

って定める。

(2) 役員を選出に関し必要な事項は、理事会が別に定める規程による。

(役員職務)

第13条 (1) 会長は、この法人を代表し、会務を統理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠員のときは、これを代行する。

(3) 専務理事は、会長及び副会長の命を受け、会務を執行する。

(4) 常務理事は、専務理事を補佐して、専務理事に事故があるとき又は欠員のときは、その職務を代行する。

(5) 理事は理事会を組織し、会務を執行する。

(6) 監事は民法第59条の職務を行う。

(役員報酬)

第14条 役員はすべて無給とする。

(任期)

第15条 (1) 役員任期は就任から2年後の通常総会までとする。ただし再任は防げない。

(2) 役員は任期満了となっても、後任者が選出されるまではその職務を行うものとする。

(3) 補欠によって選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

第16条 役員は任期中においてもこの法人の名誉を毀損し、又は目的趣旨に反するような行為があったときは、総会の議決を経て解任することができる。

(評議員及び委員)

第17条 この法人に別に定める方法により評議員及び委員をおくことができる。

(事務局)

第18条 (1) この法人の事務を処理するため事務局をおく。

(2) 事務局には事務局長1名、事務局員若干名をおく。

第5章 会議

(会議開催)

第19条 (1) 会議は総会、理事会、評議員会及び委員会とし、総会は通常総会、臨時総会に分ける。

(2) 通常総会は毎年4月又は5月に、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は第7条第4号の規定に基く正会員からの要請があったときに開くものとする。

(3) 理事会、評議員会、及び委員会は随時に開催する。

(会議招集)

第20条 (1) 会議は、会長が招集する。

(2) 会議を招集するには、少くとも5日前までに、その会議の目的である事項及びその

内容並びに日時、場所その他必要なる事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(会議の定数)

第21条 (1) 会議は、これを構成する正会員又は理事の半数以上の出席がなければ開会することができない。ただし、書面をもって他の出席者に議決権を委任したものは、あらかじめ通知のあった事項についてはこれを出席者と見なす。

(2) 会議の議事は出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第22条 総会はこの定款に別に規定するものの外、次の事項を議決しなければならない。

1. 毎年度における事業報告、事業計画、予算及び決算に関すること
2. 財産目録
3. 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、または権利を放棄すること。

(会議録の作成及び保存)

第23条 会議を開催したときは、その議事の経過及び内容をできるだけ詳にした会議録を作成し、議長及びあらかじめその会議において選出された議事録署名人2名が記名捺印して保存しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第24条 この法人の資産は次の各号をもって構成する。

1. この法人の設立当時における別紙財産目録に記載した財産
2. 入会金、会費及び寄附金品
3. 資産から生ずる果実
4. 事業収入
5. その他の収入

(経費の支弁)

第25条 (1) この法人の経費は資産をもって支弁する。

(2) 用途を指定して寄附された資産は他の用途に充てることができない。

(資産の管理)

第26条 (1) この法人の資産は会長が管理し、その方法は総会の議決を経て決める。

(2) 資産のうち、現金は郵便官署又は確実な銀行に預け入れ、若しくは信託会社に信託(投資信託は除く)し、あるいは国公債にかえて保管するものとする。

第27条 この法人の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものと

する。

(予算及び決算の作成)

第28条 (1) この法人の事業計画書、収支予算書については、会長が作成し、理事会及び総会の承認を経て、毎事業年度の開始の日の前日までに、外務大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(2) やむを得ない理由により当該年度前に予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて暫定予算を編成し、これを執行することができる。

(3) 前項の暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(4) この法人の収支決算については、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、理事会の承認及び監事の監査を経て総会の承認を受け、毎事業年度終了3ヶ月以内に外務大臣に届け出なければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第29条 この定款は正会員の3分の2以上の同意を経、主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第30条 (1) この法人の解散は正会員の4分の3以上の同意を経、主務官庁の許可を受けなければならない。

(2) この法人の解散のときに存する残余財産は総会の議決を経、主務官庁の許可を得て、この法人に類似の目的をもつ他の公益法人に寄付するものとする。

補則

第31条 (1) この定款は設立許可の日から施行する。

(2) この法人の設立当初の役員は第12条の規定による。(役員名略)

(3) この法人の設立当初の事業計画及び予算は第21条第1号及び第27条第1項の規定にかかわらず別紙のとおりとする(略)

(4) この定款施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

(1957年〔昭和32年〕4月5日施行)

(1958年〔昭和33年〕11月29日施行)

(1971年〔昭和46年〕6月23日施行)

(1972年〔昭和47年〕5月20日施行)

(1975年〔昭和50年〕5月12日施行)

(1978年〔昭和53年〕 7月5日施行)

(1988年〔昭和63年〕 6月13日施行)

(2002年〔平成14年〕 7月12日施行)

(2011年〔平成23年〕 8月8日施行)

内 規

○定款第8条(2) 会費に関する規定。

(1) 個人会員の会費は年2万円とする。但し、理事会で免除を認めた場合はその限りではない。

(2) 入会金は3万円とする。

(3) 維持会費は1口2万円とする。

(4) 賛助会員は年1口5万円以上とする。

○定款第10条(1) 名誉会員の推薦基準、推薦手続きおよび処遇についての規定。

(1) 推薦基準は次の通りとする。

正会員であって、30年以上継続して在籍かつ会費を全納しており80歳以上である

正会員であって、25年以上継続して在籍かつ会費を全納しており85歳以上である

日本ペンクラブに特に大きな貢献があったと認められるもの

(2) 名誉会員は会長が理事会に諮り、理事会の議を経て、総会の承認を得たものとする。

(3) 名誉会員は名誉会員証と記念品を授与される。

(4) 名誉会員は正会員と同じく年会費を納入するが、日本ペンクラブの開催する会員懇親会の会費は免除される。

○定款第12条 役員を選出に関する内規(2010年12月15日改訂)

役員選出は次の手続きによる。

(1) 選挙権を有する会員の無記名投票による高位得票者25位を理事候補者として選挙管理委員会が決定する。

(2) 上記25位までの理事候補者の互選により会長候補者1名を選出する。

(3) 上記会長候補者は10名以内の理事候補者を指名することができる。

(4) 上記(1)及び(3)による理事候補者は総会の承認を得て理事に選任される。

(5) 監事は理事会が選任する。

○定款第17条 評議員及び委員の選出に関する内規

(1) 会長は理事会の承認を得た上で、必要に応じて25名を限度として評議員を指名することができる。

(2) 会長は理事会の承認を得た上で、必要に応じて相当数の委員を指名することがで

きる。委員は委員会を組織し、この法人の目的達成のための事業や活動を実施する。